

●香川県教育委員会告示第4号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第20条第2項の規定に基づく香川県指定無形文化財蒔罽の保持者山下義人（平成13年香川県教育委員会告示第3号）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第4項の規定により重要無形文化財蒔罽の保持者として平成25年9月26日追加認定されたことから、当該香川県指定無形文化財の保持者の認定は、同日解除されたので、告示する。

平成25年11月19日

香 川 県 教 育 委 員 会